

#### 第 4 3 号 議 案

足立区建築審査会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

#### 足立区建築審査会条例の一部を改正する条例

足立区建築審査会条例（昭和 5 8 年足立区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「組織」の次に「、任期」を加える。

第 2 条に次の 3 項を加える。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了した場合は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

第 7 条第 4 項中「2 年とし、再任されることを妨げない。」を「、2 年とする。」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 専門調査員は、再任されることができる。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に法第 7 9 条第 2 項の規定により審査会の委員に任命されている者の任期は、この条例による改正後の足立区建築審査会条例第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。

( 提案理由 )

建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。